

## 報告第 2 号

### 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数 について

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 54 条第 2 項の規定に基づき、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数を次のとおり本議会に報告する。

平成 27 年 2 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

（平成 27 年 1 月 1 日現在）

常 勤 職 員 の 区 分	人 数
1 常時勤務に服することを要する職員	50人
2 常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるもの	0人